第二十八条の三中「第百十九条第二項」の下に「及び第百三十条第一項」を加える。

第二十八条の四中「第四条の十五、第四条の十八」を「第四条の十六、第四条の十九」に、「第四条の十一第一項、第四条の十二第一項、第四条の十四第一項」を「第四条の十二第一項、第四条の十三第一項、第四条の十五第一項」に、「第四条の十六第一項」を「第四条の十七第一項」に改める。

第三十条の二中「第七条の二第一項」を「第七条の三第一項」に改める。

第三十条の九中「第百十九条第二項」の下に「及び第百三十条第一項」を加える。

（旧特定目的会社の監査報告書に関する規則の一部改正）

第五条　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係総理府令の整備に関する総理府令（平成十二年総理府令第百三十七号）附則第七条の規定によりなお効力を有するものとされる同令第十九条の規定による改正前の特定目的会社の監査報告書に関する規則の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「監査報告書に取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実」を「法第九十三条第十項又は第九十七条第五項の規定により監査報告書に法第九十三条第十項第五号に掲げる事項」に改める。

附　則

この府令は、平成十四年七月一日から施行する。

省　令

○文部科学省令第三十一号

教育職員免許法の一部を改正する法律（平成十四年法律第五十五号）の施行に伴い、及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十四年六月二十四日

文部科学大臣　遠山　敦子

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の三」に、「第六十五条の七」を「第六十五条の六」に、「第六十五条の八」を「第六十五条の七」に改める。

第一条中「第二」を「別表第二」に、「第六条」を「同法第六条」に、「第七」を「別表第八」に改める。

第一条の二中「第六条」を「同法第六条」に、「別表第七」を「別表第八」に改める。

第六条の表備考第十五号中「保育内容の指導法」を「幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法」に改める。

第十八条の次に次の二条を加える。

第十八条の二　免許法第六条別表第八に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類		最低修得単位数						
		教職に関する科目						教科又は教職に関する科目
		教科に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		
			各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法			
小学校教諭二種免許状	有することを必要とする学校の免許状							
	幼稚園教諭普通免許状		一〇	一		二		
	中学校教諭普通免許状		一〇					二

第十八条の三　免許法第六条別表第八備考に規定する中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる。

有している中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）の教科の種類	受けようとする高等学校教諭一種免許状の教科の種類
国語	国語
中学校教諭二種免許状	高等学校教諭一種免許状
小学校教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）
一〇	二
二	二
一	一
六	八
二	二
二	四
幼稚園教諭二種免許状	
小学校教諭普通免許状	

備考

一　教科に関する科目の単位の修得方法は、第三条に定める修得方法の例にならうものとする。

二　各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の二種免許状のうちは、国語（写を含む。）、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭及び体育の普通免許状を有する場合にあつては生活、中学校教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状を有する場合にあつては、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

三　教科又は教職に関する科目の修得方法は、第六条の二に定める修得方法を有する者が中学校教諭の二種免許状を受ける場合の教科又は教職に関する科目の修得方法は、国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、教職に関する科目の単位の修得方法は、教職に関する科目の単位の修得方法は、教職